ハラスメント対策に関する視察報告書（概要版）

オンライン委員会検討分科会

視察報告

4月17日　大阪府池田市議会　視察

⑴　調査事項	・池田市議会のハラスメント対策
⑵　説明を受けた内容	・ハラスメント防止条例の制定の経緯、条例の考え方、条例制定の手順、条例の対象となる事案、相談窓口の運営、罰則等の適用実績等、必要な経費、議員の反応、今後の改善の予定等
⑶　取組みの概要	・令和2年、当時の市長による庁舎内への私物持ち込みや職員へのパワハラ事案が発生し、議員間において、ハラスメントの防止条例が必要との機運が高まり、令和3年に条例を制定 ・条例は、ハラスメント防止を主眼においた理念条例 ・条例は、議員の勉強会や外部講師を招いての研修などの検討を重ね、ハラスメントに関する理解を深めながら制定した ・相談窓口は設けていない ・ハラスメント対応経費は、隔年の研修費10万円 ・議会事務局職員の役割は、平常時においては特段なし ・議員においては、ハラスメント問題に対する意識が高まったと感じる ・条例制定後の検討状況については、今後、理念条例から踏み込み、規制条項を盛り込むかどうか検討する必要がある
⑷　助言・アドバイス	・条例制定に当たっては、個々のグループが検討していくよりも、特別委員会が主体となって進めていく方がいい ・行政とは事前に十分に話し合っておく必要がある ・法務担当や法務の専門性を持った職員が必要
⑸　当市の課題と取り組むべきポイント	・条例の性質について、理念条例・規制条例の検討について、他市の事例や当市議会の状況を見ながら判断する必要 ・条例策定にあたって、当市議会では法務に知識がある議会事務局職員はいるため、その点は問題無いと考える。議員が、被害者、加害者になった場合にどういう手順で相談すればいいのかなど、具体的な対応まで作り込むか否かについても検討する必要がある ・条例制定のメリットとしては、議会としての考え方を市民に示すことができる。制定によって、議員一人一人が倫理観と他者を思いやる心を持って活動をすることは、むしろ活動を安心して活発にするためのもの

視察報告

4月18日　大阪府大阪市会　視察

⑴　調査事項	・大阪市会のハラスメント対策
⑵　説明を受けた内容	・ハラスメント防止条例の制定の経緯、条例の考え方、条例制定の手順、条例の対象となる事案、相談窓口の運営、罰則等の適用実績等、必要な経費、議員の反応、今後の改善の予定等
⑶　取組みの概要	・令和6年、会派の一つから制定に向けた提案があり、議会内でリーガルチェックを行い制定 ・条例は、相談窓口を盛り込んだ規制条例。大阪府議会においてハラスメントに関わる条例制定や相談窓口体制が整っていため、相談体制まで盛り込んだものを制定。罰則等はなし ・条例は、大阪府議会の作成した動画による勉強などで、ハラスメントに関する理解を深めながら制定した ・条例の対象は、議員間、議員と職員の範囲において生じたハラスメント ・相談窓口は、大阪弁護士会所属の弁護士。匿名の相談も可能であるが、議会の調査を行う場合には氏名を明らかにして行う必要がある。弁護士は事実認定まで行う。電話、メール等による相談も可能 ・議長等が認める場合には、防止措置が取られる。弁護士の事実認定に基づいて議長等で構成するハラスメント審査会にて判断 ・ハラスメント対応経費は、弁護士費用450万円を計上。1時間当たり2万円であり、相談があった場合に支払い ・議会事務局職員の役割は、平常時においては特段なし ・行政側とは綿密な意見交換を実施した上で条例を制定した
⑷　助言・アドバイス	・議員の関係する案件を扱うということもあって、弁護士会への委託に時間を要した ・条例制定にかかわらず、議長はこうした事案が発生しないよう、未然の防止に努めることが重要
⑸　当市の課題と取り組むべきポイント	・防止対策を考える上では、まずは当市議会における現状などを聞く議会内でのアンケート調査も必要なのではないか ・大阪府議会及び大阪市会のような、相談窓口や相談体制まで構築することは議員やこれから議員になろうとする人たちにとっても良いことになるのではないか ・これまで、当市の場合は行政、議会内で誹謗中傷するような事案があった場合、どういう手順で対応していくかが不明確であった。世論の後追いのような対応であったと感じる。議会改革の1つとして、ここはしっかりとハラスメント防止や発生後の対応について軸を作っていく必要がある